

首都大学東京（現・東京都立大学） 法科大学院
2020年度入学者選抜試験問題 出題趣旨（2年履修課程）

憲 法

憲法学習の基本判例である広島市暴走族条例事件が本問の事例である。本事例が憲法21条や31条の法文のあいまいさが違憲となるか、合憲限定解釈が可能かを検討する必要がある。

以 上

民 法

1 設問 1 について

(1)は、契約の効力を消滅させる法的構成を具体的事例のもとに考えさせる問題である。本問では、詐欺、錯誤、解除が検討の対象となるが、それぞれの要件を摘示した上、本件へのあてはめを検討することになる。

(2)は、他人物売買において、所有者が売買を追認した場合、所有者と買主の法的関係はどのようなものになるかを問う問題である。最高裁平成23年10月18日判決が参考となる。

2 設問 2 について

無権代理人が、他の相続人とともに本人を相続した場合において、相手方は、無権代理人や他の相続人に対し、どのような権利を有することになるのかを問う問題である。無権代理人が本人を相続した場合の基本的考え方を踏まえ、本問のような事例ではどのような法律関係になるのかを検討することになる。最高裁平成5年1月21日判決が参考となる。

以 上

刑 法

1. 刑法総論，各論の基本的な論点についての理解を確認し，論理的な思考力及び，的確かつ説得的な文章表現力を問う問題である。

2. 具体的な設問の出題趣旨は以下の通り。

(1) 設問1について

財産犯の基本的な理解を問う問題。暴行を加えた者が，被害者の反抗抑圧後に財物意思を生じた事例を示し，強盗罪(236条1項)の成否について論じさせるもので，問題の所在が的確に指摘されているか，事案に即した論理的説明がなされているかを問うものである。

(2) 設問2について

承継的共同正犯の基本的な理解を問う問題。先行行為者が強盗罪に着手した後に，後行行為者が共同実行の意思をもって実行に関与した事例を示し，強盗罪の承継的共同正犯を肯定する見解，否定する見解を比較した上で，自説を論じさせるものである。

以 上

民事訴訟法

各設問においては、それぞれ以下の事項をめぐる問題に関して、基本的な知識・理解を確認した。

- 問題 1 当事者能力・訴訟能力
- 問題 2 既判力の客観的範囲・時的範囲
- 問題 3 弁論主義、裁判上の自白、請求の認諾、主要事実・間接事実の区別
- 問題 4 既判力の主観的範囲
- 問題 5 訴えの取下げ
- 問題 6 限定承認の抗弁に基づき責任の限定を認めた確定判決の判決効

以 上

刑事訴訟法

1 問題 1

刑事訴訟の基本原則に関する問題。「弾劾主義」「糺問主義」「弁論主義」「当事者追行主義」「当事者処分権主義」といった刑事訴訟の基本原則に関する諸概念の理解を試した。

2 問題 2

いわゆる強制採尿に関する最高裁判例（最決昭和55年10月23日刑集34巻5号300頁）についての理解を試す問題である。判決文の一部を抜粋・引用した文章を読んで、それを前提とした場合に明らかに誤りとなる記述を選別させるものである。

3 問題 3 小問（1）及び小問（2）

ビデオ撮影及び領置の各適法性に関する最高裁判例（最決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁）についての理解を試す問題である。小問（1）においては、判決文の一部を抜粋・引用した文章中の空欄に、適切な語句を挿入させる形式の問題である。小問（2）は小問（1）で空欄を埋めた文章を前提に、当該文章の内容と明らかに矛盾する記述を一つ選択させるものである。

4 問題 4

被疑者取調べ（刑事訴訟法198条1項）に関する基本的な理解を試したものである。被疑者取調べに関して述べた5つの記述の中から、法令に従い、又は判例の立場に立って検討した場合、正しいものを選別させ、その個数を解答させるものである。

5 問題 5 小問（1）及び小問（2）

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、「裁判員法」という。）の合憲性に関する最高裁判例（最大判平成23年11月16日刑集65巻8号1285頁）についての理解を試す問題である。小問（1）及び小問（2）ともに、判決文の一部を抜粋・引用した文章中の空欄に、適切な語句を挿入させる形式の問題である。裁判員法の合憲性の問題は、もちろん憲法上の問

題ではあることは否定できない。しかしながら、前掲・最大判平成23年1月16日は、「刑事訴訟法判例百選（第10版）」有斐閣（別冊ジュリスト232号）49事件として取り上げられており、また、裁判員裁判が刑事訴訟に関して導入された制度であることも否定できないことである。そこで、本問は、裁判員法の合憲性の問題は刑事訴訟法上の重要問題であると位置付けて出題したものである。

6 問題6

自白の証明力や証拠能力に関する基本的事項の理解を試したものである。

7 問題7

いわゆる「伝聞法則」（刑事訴訟法320条以下）に関する基本的事項の理解を試したものである。

8 問題8

訴因変更（刑事訴訟法312条）に関する基本的事項の理解を試したものである。訴因変更の形成力の有無，訴因変更の要否の判断基準，訴因変更が要式行為であること，訴因逸脱認定の効力などについての理解を試した。

以上